

日本ディサースリア臨床研究会から引き継ぐ事項と、 今後の言語聴覚士（ST）のための活動について

日本海医療福祉研究施設
施設長 西尾正輝

日本ディサースリア臨床研究会は、2026年3月末日をもって発展的解消（解散）することとなりました。この発展的解消にあたり、日本海医療福祉研究施設は日本ディサースリア臨床研究会と複数の契約を締結し、研究会が築いてこられた成果を踏まえながら、主に国内におけるディサースリア臨床の発展に資する活動に、可能な範囲で取り組んでまいります。ここにご挨拶とご連絡を申し上げます。

なお、日本海医療福祉研究施設は日本ディサースリア臨床研究会の後続団体ではございません。しかし、研究会が灯してこられた「学びの灯」を、可能な範囲で受け継いでいく所存です。

1. 日本ディサースリア臨床研究会の著作物等について

日本海医療福祉研究施設は日本ディサースリア臨床研究会と「著作権等譲渡契約書」を締結し、同研究会が発行した会誌『ディサースリア臨床研究』を含む一切の成果物について譲渡を受けました。

とりわけ『ディサースリア臨床研究』誌は、本領域の発展に寄与する極めて貴重な知的資産の蓄積（知のアーカイブ）であると認識しております。本施設では、これらの成果物を適切に保管・管理するとともに、日本ディサースリア臨床研究会の志を受け、関係各位（著者等）の許諾が得られる範囲において、社会に還元していく所存です。

2. ディサースリア認定セラピスト／ディサースリア・スーパー認定セラピスト制度について

日本海医療福祉研究施設は日本ディサースリア臨床研究会と「事業譲渡契約書」を締結いたしました。これにより、研究会においてすでに認定を受けられた方々の認定資格は、当該契約にもとづき、従前どおり有効な資格として取り扱われます。これまでのご研鑽とご活動が損なわれることはございませんので、どうぞご安心ください。

同契約にもとづき、本施設では既認定者の認定情報を厳正に保管・管理し、必要に応じて資格証明書を発行いたします。本制度に関する照会は、下記窓口（メールのみ）までお願いいたします。

照会先：nihonkai.jimukyoku@gmail.com

なお、認定証の再発行は行いません。認定証を紛失された場合など、資格証明が必要な際は上記照会先宛にご連絡ください。資格情報を確認のうえ、資格証明書を発行いたします。

また、本施設では同研究会の理念を受け継ぎつつ、講習会の開催とあわせて、資格認定制度についても新たな規程を整備したうえでの運用を検討しております。感染予防対策と安全性の確保について見通しが立つまで、今しばらくお待ちいただけますと幸いです。

3. 各種講習会の開催について

標準ディサースリア検査（AMSD）講習会、高齢者の発話と嚥下の運動機能向上プログラム（MTPSSE）講習会等につきましては、多くの開催要望を頂戴しております。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行（2020年以降）に伴い、これまで対面での開催を見合わせてまいりました。

今後、感染症対策を適切に講じ、受講者の皆様のご理解とご協力が得られる見通しが立ちました段階で、日本海医療福祉研究施設が主催して開催することを検討いたします。開催の可否・時期・方法等が決まり次第、あらためてご案内申し上げます。